

陳 情 文 書 表

令和7年6月定例会

令和7年分陳情第14号

総務環境委員会

受理年月日	令和7年5月29日
件名	個人情報保護法に基づく必要最小限の情報収集の徹底および全庁的な運用点検に関する陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>富山市において、個人情報保護法に基づく情報収集の適正化が一部で不十分な実態が認められたことを踏まえ、市全体としての運用見直しと再点検の実施を強く要望するものです。</p> <p>[理由]</p> <p>個人情報保護法においては、大きく分けて以下の2つの観点が規定されています。</p> <ol style="list-style-type: none">1 収集した個人情報を適切に管理すること。2 収集は「必要最小限」にとどめること。 <p>富山市では、過去に個人情報の紛失等の事実を経験した経緯から、情報の管理体制の強化については一定の成果を上げており、現在では常時監視が可能なチェック体制が整えられています。</p> <p>しかし一方で、「必要最小限の情報収集」に関しては、実務上の法令遵守意識が十分とは言えず、業務上の必要性が乏しいにもかかわらず、個人を特定し得る情報（氏名・住所・電話番号等）を収集しているケースが確認されました。</p> <p>私自身が把握した事案としては、以下の2機関が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none">・市民協働相談課・富山市立図書館 <p>これらの機関に対して直接指摘を行った結果、当該行為が個人情報保護法に抵触する可能性を認識され、速やかな運用改善が実施されたことは評価に値します。</p> <p>しかし、本件の原因については以下の2点が根本的な問題と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報保護法に対する職員の理解不足・情報収集における利用目的の不明確さ、及び主観的判断による収集の実施	

私は市民の立場として可能な限り確認・指摘を行っておりますが、市全体にわたる制度運用の実態を市民個人が把握・検証することには限界があります。

〔陳情事項（要望内容）〕

- 1 個人情報保護法の規定に基づき、富山市における全庁的な情報収集・管理実態の再点検を実施すること。
- 2 「必要最小限の情報収集」に対する職員の理解を深めるための研修・周知を徹底すること。
- 3 情報収集に当たっては、利用目的を明示した上で、市民に不要な個人情報の提供を求めない制度運用とすること。